# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
84	新型コロナウイルス接種履歴情報に関する事務 目評価書	基礎項

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、新型コロナウイルス接種履歴情報に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

度会町長

#### 公表日

令和7年10月17日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	新型コロナウイルス接種履歴情報に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況を管理するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付に関する事務等を行う。
③システムの名称	健康管理システム ※健康管理システムについては、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル・	名
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第14の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (情報提供の根拠) 25、26の項 (情報照会の根拠) 25の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健こども課
②所属長の役職名	保健こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	度会町保健こども課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1112
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か			令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類				
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実	項目評価書	] <b>ヽ</b> ては、それぞれ	重点項目評価	3) 基礎項目評	価書及て 価書及て	が重点項目評価書 が全項目評価書 スク対策の詳細が記
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接続しない(入手)	Ε	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ O ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠						

9. 監査							
実施の有無		[	]自己点検	[0]	内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対す	る教育・	啓発					
従業者に対する教育	▪啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が	高いとま	えられ	れる対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと る対策	考えられ	<選打 1 2 3 4 5 6 7 8	権限のない者によっ 委託先における不正 不正な提供・移転が 情報提供ネットワーク	つれるリスク 、事務に必 て不正に使 な使用等の 行われるリ ウシステムを フシステムを にい滅失・	への対策 要のない情 用されるリス リスクへの対 スクへの対策 通じて目的 通じて不正	報との紐付けが行われるリスクへの対 くクへの対策 対策 をでいる。 での入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【	再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		紋認記 の対策	正による2要素認証に。	kって限定し、権限のな	.ており、名簿 い者(元職員	Dアクセスが可能な職員は、ID・パスワ 厚によって権限の適切な管理を行ってし、アクセス権限のない職員等)によって る。	いる。これら

## 変更箇所

	<b>*</b> I				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月17日	ルを取り扱う事務 ③システ	健康管理システム、ワクチン接種記録システム (VRS)	健康管理システム、ワクチン接種記録システム (VRS)	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠		番号法第9条第1項、別表第10の項	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I -4 情報提供ネットワーク	情報照会::番号法第19条第8号、別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (情報提供の根拠)	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	フス/ムによる情報建榜 ② Ⅱ −1 しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
	Ⅱ -2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和/年10月17日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加